

20150328

法令遵守規程

社会福祉法人ゆたか会

法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下、「法人」という。）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等のすべてが法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とする。

(法令遵守の精神)

第2条 法人が事業活動を展開していく上で最も基本となる規範を「法令遵守」に置く。それは各種法令の目的、精神のみならず、社会からの要請も正しく理解し遵守するという精神である。

- 2 社会福祉法人の公益性という観点から「社会的責任」、「社会貢献」を組織命題とする。
- 3 法令遵守の精神を職員に周知徹底するとともに、常に法人の組織体制を見直し、より強固なガバナンス体制を構築して「社会福祉法人」としての使命を果たしていく。

(定義)

第3条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに法人の定款、諸規程（細則、要領等を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

- 2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。
- 3 この規程において「役職員等」とは、法人の役員及び職員、派遣労働者並びに法人の契約先の労働者をいう。
- 4 この規程において「法人の事業活動」とは、定款に規定する事業の活動をいう。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、法人の事業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の事業活動の一端を担っていることを深く意識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。

- 2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(法令遵守責任者等)

第5条 法人に、法令遵守担当理事を置く。法令遵守担当理事は、法令遵守責任者となる。

- 2 法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、法人全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。
- 3 施設ごとに副法令遵守責任者を置く。
- 4 副法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人

の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

(法令等の遵守)

第6条 役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当っては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第7条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第8条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(法令等違反の通知)

第9条 役職員等は、法人の事業活動や経理事務の全般において、不正な行為処理を発見した場合は、直ちに所属する施設等の副法令遵守責任者に通報するものとする。

2 各施設等の副法令遵守責任者は、役職員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、法令遵守責任者へ報告する。

3 法令遵守責任者は、各施設等の副法令遵守責任者から報告のあった事案のうち、重要な事案について、副法令遵守責任者とともに対応を協議するものとする。

4 役職員等は、不正行為の事案によっては法令遵守責任者へ直接報告をすることができる。この場合、各施設等の副法令遵守責任者は、当該役職員に対していかなる不利益行為をしてはならない。

附則

この規程は、平成27年3月28日から施行する。